

陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務委託企画提案実施要領

平成27年10月27日

陸 前 高 田 市

陸前高田市（以下「市」という。）が実施する「陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定にあたり、この企画提案実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、企画提案（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

1 本業務の概要

(1) 業務の件名

「陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務委託」

(2) 業務の仕様

別紙「陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務委託仕様書」による。

(3) 本業務の委託期間

契約締結の翌日から平成28年3月25日まで

(4) 本業務参考業務規模は、20,000千円程度（消費税及び地方消費税を含む）を想定している。

2 プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げる参加のための資格要件（以下「資格要件」という。）を全て満たす者とする。

なお、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人（旧公益法人）、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。

(1) 陸前高田市物品購入等入札参加資格を有すること。

(2) 本業務の実施において、企業単体での参加であること。

(3) 平成17年度以降に地方公共団体におけるまちづくり計画策定（改定を含む）業務の受注実績がある者

(4) 本業務における管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門若しくは建設部門）又はRCCM（都市計画及び地方計画）を保有しており、平成17年度以降に地方公共団体におけるまちづくり計画策定（改定を含む）業務に従事した実績がある者を配置すること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続

き開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (7) 以下に該当する者が役員でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (8) プロポーザル参加者本人又は役員等が次のいずれにも該当しないこと及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 陸前高田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人
 - イ 陸前高田市入札契約に係る暴力団等排除要綱第2に規定する暴力団関係者
- (9) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)及び宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないもの。
- (10) 3(3)アに定める参加表明書の提出期限から起算して1年前以内に、本市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (11) 3(3)アに定める参加表明書の提出期限から起算して3年前以内に、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。

3 プロポーザルに関する手続き

(1) プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する者は、2に定める資格要件を満たす者とし「陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務企画提案参加表明書」(様式1-1)(以下「参加表明書」という。)を提出するものとする。

ただし、電子データでプロポーザルに係る書類の交付を希望する者は、電子メールで請求すること。

(2) 参加表明書の提出(必須)

参加表明書は、次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限

平成27年11月5日(木)午後5時15分(必着)

イ 提出方法

陸前高田市復興対策局に持参又は郵送で提出すること。

(ア) 持参する場合:受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(イ) 郵送する場合:郵便書留により、提出期限まで到着するよう送付すること。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合、プロポーザル参加者は「陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務企画提案実施要領等に関する質問書」(様式1-2)(以下「質問書」という。)を次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限

平成27年11月5日（木）午後5時15分

イ 提出方法

原則として、電子メール又はFAXにより、以下の担当部署宛に送信すること。

送信先：陸前高田市復興対策局

電子メールアドレス hukko@city.rikuzentakata.iwate.jp

FAX 0192-54-3888

ウ 回答方法

受け付けた質問の要旨とその回答を電子メールにて送信するので、質問書には、回答先となるメールアドレスを漏れなく記載すること。

エ 回答期日

市は、平成27年11月9日（月）午後5時までに、全ての質問に対する回答を送信する。

(4) 企画提案書等の提出（必須）

プロポーザル参加者は、様式2-1から様式2-6までの書類及び参考見積り（以下「プロポーザル提案書等」という。）を次のとおり提出するものとする。

ア 持参する場合の提出方法

平成27年11月13日（金）午後5時15分までに陸前高田市復興対策局へ提出すること。

イ 郵送する場合の提出方法

平成27年11月13日（金）午後5時15分必着で、陸前高田市復興対策局に到着するように送付すること。その際、封筒に「企画提案書等」在中の旨を朱書きし、配達証明付書留郵便、親展によること。

ウ 留意事項

(ア) プロポーザル提案書等は、「陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務仕様書」を踏まえて作成すること。

(イ) 「業務の実施方針、実施フロー及び工程計画」（様式2-4）には、業務に関する実施方針、業務に関する実施フロー及び業務に関する工程計画を具体的に記載すること。

(ウ) 「技術提案書」（様式2-5）には、特定テーマ「中心市街地周辺エリア内における施設を考慮した今泉北地区の有効な土地利用方策について」に対する提案を具体的に記載すること。

(エ) プロポーザル提案書等は、参加表明書提出者1者につき1提案のみ受付けるものとし、提出後の修正及び追加の提案は認めないものとする。

(5) プロポーザル提案が無効となる場合

次のいずれかに該当するプロポーザル提案は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又はプロポーザル参加者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

イ プロポーザル提案書等に虚偽の記載を行った者による提案

ウ 3(4)に示す提出期限までに提出されなかったプロポーザル提案書等による提案

- エ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

4 受託候補者の決定方法について

第1次審査及び第2次審査の得点結果を合算し、総合得点の最も高い者を受託候補者として特定する。

なお、別紙「陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務評価基準」(以下「評価基準」という。)における「同種業務」と「類似業務」は以下のとおりとする。

同種業務:平成17年度以降に地方公共団体における土地利用に関するまちづくり計画の策定業務(改定を含む)

類似業務:平成17年度以降に地方公共団体におけるまちづくり計画の策定業務(改定を含む)

(1) 第1次審査(書類審査)

ア 審査方法

プロポーザル提案書等について、評価基準の企業評価から技術提案までの評価項目により審査し、評価点数の上位5者程度を、第2次審査を行う者として選考する。

なお、複数の担当技術者を配置する場合、最も評価点の高い技術者をもって担当技術者の評価を行うものとする。

イ 審査結果の通知

審査結果は、平成27年11月25日(水)までに、書面により通知するものとする。

(2) 第2次審査(プレゼンテーションによる最終審査)

ア 審査方法

(ア) 第1次審査により選考された者が、先に提出したプロポーザル提案書等に基づき、プレゼンテーション(企画提案説明15分程度、質疑応答10分程度)を行い、市は評価基準に記載されているヒアリングの判断基準により評価を行う。

(イ) プレゼンテーションでは、「業務の実施方針、実施フロー及び工程計画」(様式2-4)及び「技術提案書」(様式2-5)について説明を行うものとし、特に技術提案を中心に説明を行うものとする。

(ウ) プレゼンテーションにおいて、追加資料を使用しての説明は認めないものとする。

(エ) 第2次審査には、予定管理技術者が出席するものとする。なお、予定照査技術者及び予定担当技術者も出席できるものとする。

(オ) プレゼンテーションは予定管理技術者が行うものとする。ただし、質疑応答では、必要に応じて予定照査技術者又は予定担当技術者が、回答できるものとする。

イ 審査日時及び場所

(ア) 審査日時

平成27年11月30日（月） 午後

参集時間及び控室は、別途指定のうえ連絡する。

(イ) 審査場所

陸前高田市役所4号棟2階 第4会議室

ウ 審査結果の通知

市は、受託候補者を決定した後、各プロポーザル参加者に対して審査結果を速やかに文書で通知するものとする。

5 プロポーザルへの参加を取りやめる場合の手続きについて

参加表明書を提出した者が、プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、「陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務企画提案参加辞退届」（様式1-3）を、以下の担当部署に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

(1) 提出期限 平成27年11月26日（木）正午

(2) 提出先 〒029-2205

岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5

陸前高田市復興対策局

6 契約締結の手続きについて

(1) 市は、陸前高田市財務規則（昭和61年4月1日規則第1号）に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(2) 本業務の委託契約時の仕様書は、プロポーザル実施時に示した「陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務仕様書」及びプロポーザル提案書等をもとに作成する。

(3) 受託候補者は、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託してはならない。

7 公正なプロポーザルの確保について

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自にプロポーザル提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、受託候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対してプロポーザル提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

- (1) プロポーザルに要する全ての経費は、プロポーザル参加者が負担するものとする。
- (2) プロポーザル参加者が市に提出した書類は返却しない。

9 プロポーザル担当部署（書類提出先及び問合せ先）

陸前高田市復興対策局（担当：計画係 佐々木）

所在地 〒029-2205

岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5

TEL 0192-54-2111（内431）

FAX 0192-54-3888

電子メールアドレス hukko@city.rikuzentakata.iwate.jp

10 プロポーザルに係るプロポーザル提案書等作成の留意事項

プロポーザル参加者が、プロポーザル提案書等を作成するにあたっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 共通事項

ア 提出部数

提出部数は2部とする。

イ 規格

用紙はA4版片面印刷とし、文字サイズは様式が定められているものについては、11ポイント以上とする。

ウ 表紙には「様式2-1」を使用することとし、ページ番号は、表紙を除いた各ページの下部中央に通し番号で記載すること。

(2) 事業者の主な同種業務又は類似業務の実績

ア 「様式2-2」を使用すること。

イ 平成17年度以降に事業者が受注した主な同種業務又は類似業務の実績を1業務記載すること。

ウ 受注した業務内容が、同種業務又は類似業務にあたることを判断できる業務計画書、特記仕様書等の写し等を添付すること。

エ 業務の概要及び技術的特徴については、具体的に記載すること。

(3) 業務体制表

ア 「様式2-3」を使用すること。

イ 配置を予定している者全員について記載することとし、記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

ウ 氏名にはふりがなをふること。

エ 所属・役職について、技術提案書の提出者以外の事業者等に所属する場合は、事業者名等も記載すること。

オ 再委託先又は協力先記載欄には、他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託してはならない。

- カ 予定技術者の保有資格として記載した資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。
 - キ 予定技術者の業務実績として記載した業務を担当したことが判断できる業務経歴書等の資料の写しを添付すること。併せて、業務内容が、同種業務又は類似業務に当たることを判断できる業務計画書、特記仕様書等の該当部分の写し等を添付すること。
 - ク 業務分類には、「同種業務」「類似業務」のいずれかを記載すること。
- (4) 業務の実施方針、実施フロー及び工程計画
- ア 「様式2-4」を使用すること。
 - イ A4版片面1枚とすること。
 - ウ 事業者名や事業所等が特定できる記載はしないこと。
- (5) 技術提案書
- ア 「様式2-5」を使用すること。
 - イ A4版片面1枚とすること。
 - ウ 事業者名や事業所等が特定できる記載はしないこと。
- (6) 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書
- ア 「様式2-6」を使用すること。
- (7) 参考見積り（任意様式）
- ア 税込金額を記載すること。
 - イ A4版片面1枚とすること。

陸前高田市長 戸羽 太 様

所在地
事業者名
代表者職・氏名 印
(担当部署 担当者氏名)
電 話 ()
F A X ()

陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務企画提案参加表明書

陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務にかかる企画提案に参加を希望しますので、下記書類を添えて届け出ます。

記

添付書類

事業者の概要関係書類 (業務内容や営業所等の組織が分かる資料 (現行の会社パンフレット等で可))

様式1-2

陸前高田市復興対策局行き

(FAX 0192-54-3888)

(e-mail hukko@city.rikuzentakata.iwate.jp)

陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務企画提案実施要領等に関する質問書

平成 年 月 日

所在地

事業者名

担当部署 担当者氏名

印

電 話 ()

F A X ()

電子メールアドレス

区 分	該当ページ	質 問 事 項	内 容

記載上の注意

- 1 「区分」欄には、「実施要領」及び「業務仕様書」の区分を記載すること。
- 2 記載欄が不足する場合は、この書式を複写して記載すること。

様式1-3

平成 年 月 日

陸前高田市長 戸羽 太 様

所在地
事業者名
代表者職・氏名 印
(担当部署 担当者氏名)
電 話 ()
F A X ()

陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務企画提案参加辞退届

下記の理由により参加を辞退したいので、届け出ます。

記

理 由

陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務企画提案書

平成 年 月 日

陸前高田市長 戸羽 太 様

所在地
事業者名
代表者職・氏名 印
(担当部署 担当者氏名)
電 話 ()
F A X ()

平成 年 月 日付けで参加を届け出た「陸前高田市復興まちづくり検討基礎調査業務委託にかかる企画提案」における指定の必要書類を下記のとおり提出いたします。

なお、提出書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

添付書類

- 1 事業者の主な同種業務又は類似業務の実績（様式2-2）
- 2 業務体制表（様式2-3）
- 3 業務の実施方針、実施フロー及び工程計画（様式2-4）
- 4 技術提案書（様式2-5）
- 5 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式2-6）
- 6 参考見積り（任意様式）

事業者の主な同種業務又は類似業務の実績

業 務 名	
契 約 金 額	
履 行 期 間	
TECRIS 登 録 番 号	
発 注 者 住 所 T E L 氏 名	
業 務 の 概 要	
技 術 的 特 徴	

注 1 平成 17 年度以降に事業者が受注した主な同種業務又は類似業務の実績を 1 業務記載すること。

注 2 予定技術者の業務実績として記載した業務を担当したことが判断できる業務経歴書等の資料の写しを添付すること。併せて、業務内容が、同種業務又は類似業務に当たることを判断できる業務計画書、特記仕様書等の該当部分の写し等を添付すること。

注 3 業務の概要及び技術的特徴については、具体的に記載すること。

業 務 体 制 表

1 業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
照査技術者			
担当技術者	1) 2) 3)		

注1 配置を予定している者全員について記載することとし、記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

注2 氏名にはふりがなをふること。

注3 所属・役職について、技術提案書の提出者以外の事業者等に所属する場合は、事業者名等も記載すること。

分担事業の内容	再委託先又は協力先、及びその理由（企業の技術的特徴等）

注1 他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託してはならない。

(3) 予定担当技術者の経歴

①氏名 <small>ふりがな</small>		②生年月日	
③所属・役職			
④保有資格 技術士 (部門 :)		分野 :)	
(登録番号 :)		登録年月日 :)	
RCCM (部門 :)			
(登録番号 :)		登録年月日 :)	
⑤同種又は類似業務経歴 (1件)			
業務分類	業 務 名	発注機関	履行期間
	TECRIS 登録番号 ()		

①氏名 <small>ふりがな</small>		②生年月日	
③所属・役職			
④保有資格 技術士 (部門 :)		分野 :)	
(登録番号 :)		登録年月日 :)	
RCCM (部門 :)			
(登録番号 :)		登録年月日 :)	
⑤同種又は類似業務経歴 (1件)			
業務分類	業 務 名	発注機関	履行期間
	TECRIS 登録番号 ()		

①氏名 <small>ふりがな</small>		②生年月日	
③所属・役職			
④保有資格 技術士 (部門 :)		分野 :)	
(登録番号 :)		登録年月日 :)	
RCCM (部門 :)			
(登録番号 :)		登録年月日 :)	
⑤同種又は類似業務経歴 (1件)			
業務分類	業 務 名	発注機関	履行期間
	TECRIS 登録番号 ()		

注1 該当資格を保有していることを証明する書類(資格者証の写し等)を添付すること。

注2 予定技術者の業務実績として記載した業務を担当したことが判断できる業務経歴書等の資料の写しを添付すること。併せて、業務内容が、同種業務又は類似業務に当たることを判断できる業務計画書、特記仕様書等の該当部分の写し等を添付すること。

注3 業務分類には、「同種業務」「類似業務」のいずれかを記載すること。

技 術 提 案 書

特定テーマ「中心市街地周辺エリア内における施設を考慮した今泉北地区の有効な土地利用方策について」を具体的に記載すること。

注1 A4版片面1枚とすること。

注2 事業者名や事業所等が特定できる記載はしないこと。

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

陸前高田市長 戸羽 太 様

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて陸前高田市の信用を毀損し、又は陸前高田市の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は陸前高田市から請求があり次第、陸前高田市に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は、法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 平成 年 月 日

所在地

事業者名

代表者職・氏名

印